

越前市弓道協会会則

施行	平成 18 年 4 月 1 日
改訂	平成 19 年 4 月 1 日
改訂	平成 21 年 3 月 28 日
改訂	平成 22 年 3 月 26 日
改訂	平成 24 年 3 月 24 日
改訂	平成 29 年 3 月 18 日
改訂	平成 31 年 3 月 16 日

(名 称)

第 1 条 この会は、越前市弓道協会（以下「本会」という）と称する。

2 事務所は越前市弓道場に置く

(目 的)

第 2 条 本会は、越前市内等の弓道愛好者及び団体により組織し、弓道修練を通して、至誠と礼節を学び、心身ともに優れた人間を養うとともに、弓道の健全な普及発展を図り、もって越前市の体育、文化の進展に寄すことを目的とする

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福井県弓道連盟に加盟する事。
- (2) 公益社団法人 越前市スポーツ協会に加盟する事。
- (3) 弓道に関する諸計画の立案及び実施計画並びに技術指導に関する事。
- (4) 越前市菊花杯弓道大会に関する事。
- (5) 各種弓道競技大会への参加に関する事。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する事。

(会 員)

第 4 条 会員とは、会員名簿に登録されかつ会費を納入した者をいう。

会員の休会は、会長への届出により認める。

2 越前市以外に居住し、勤務その他の関係で当協会に入会するものは、会則に基づく会費を納入しなければならない。

3 休会者とは、会長に届出のあった者のほか 毎年 12 月末において、1 年以上会費を納入していない者に本人の確認をとり、休会者として福井県弓道連盟に報告する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

会長 1名・副会長 若干名・理事長 1名・理事 若干名
会計 1名・監事 2名

- 2 本会には、名誉会長・顧問を置く事ができる。名誉会長・顧問は、会長が役員会にはかり、委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、役員会を掌握し、役員会の決議に基づき会務を執行する。
- 4 理事は、本会の会務を分担し、重要事項を協議し執行する。
- 5 会計は、本会の経理事務を処理する。
- 6 監事は、本会の会計事務を監査する。
- 7 名誉会長・顧問は、会長の諮問に応え助言をなし、本会の振興発展に寄与する。

(役員を選出)

第7条 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事長 及び 会計・理事は、会長が委嘱する。
- 3 各理事の役割分担は、理事会の互選により決定し会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、役員会により補充しその仕事は前任者の残任期間とする。
- 3 前項に関して 会長は、その異動を次の総会において報告するものとする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会 及び 役員会 並びに 理事会とし、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、年 1 回開催し事業計画、予算並びに事業報告決算など重要事項を審議する。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。
- 4 役員会は、必要に応じて開催し、本会運営に必要な事項の審議 及び 規則の制定、改廃を行う。
- 5 理事会は必要に応じて開催し、各理事の役割を審議し決定する。
- 6 前項の規則の制定・改廃に関しては、次の総会において承認を受けるものとする。

(会 計)

第10条 本会の会計年度は、3月1日から翌年2月末日までとする。

2 本会の経費は、入会金、会費、道場整備費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(交通費 及び 慶弔)

第11条 各種競技大会への参加者には、交通費を規則に基いて補助する。

2 会員の結婚については結婚祝金を 会員 及び 会員の配偶者の死亡については、弔慰金を規則に基いてそれぞれ給付する。

(規則への委任)

第12条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(付則) この会則は、平成20年4月1日から施行する。

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

入会金・等の徴収 及び 慶弔費・等 の給付に関する規定

施行 平成 18 年 4 月 1 日
改訂 平成 19 年 4 月 1 日
改訂 平成 21 年 3 月 28 日
改訂 平成 22 年 3 月 26 日
改訂 平成 27 年 3 月 21 日
改訂 令和 2 年 3 月 28 日

(目 的)

第 1 条 この規定は、越前市弓道協会会則（以下「会則」という。）の目的を達成するため、越前市弓道協会会員（以下「会員」という。）に対する入会金等の徴収及び慶弔費等の給付に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(入 会 金)

第 2 条 新しく越前市弓道協会に入会しようとする者は、入会金として
1 人当たり 1,000 円 を会計に納入しなければならない。
2 前項に従って入会した者は、脱会を除いて休会後もその効力は継続する。

(会 費)

第 3 条 会員は、会則 第 10 条 2 項 に定める会費等を出来るだけ早い時期に別表 1 に従って会計に納入しなければならない。
2 会則 4 条 2 項に定める者も、別表 1 に定める一般会費を納入しなければならない。
なお、別表 1 及び、別表 2・別表 3 は別紙の通りとする。
3 会員が、その年の途中において有段者となった場合は、昇段前の会費とする。
4 会則 4 条 1 項に定める会員に登録された後、休会の届けをその年の 6 月末までに行った者は、翌年の会費等を徴収しない。
それ以後の者については、県弓道連盟の登録料を納入しなければならない。

(交 通 費 等)

第 4 条 会則 第 11 条 1 項 に定める交通費を別表 2 の通り給付する。

(慶 弔 費)

第 5 条 会則 第 11 条 2 項 に定める会員に関する慶弔費を別表 3 の通り給付する。

- 2 当年度の会費未納者であっても、前年度に会費等を納入していれば、
会員として取り扱う。

(雑 則)

第 6 条 その他必要事項は、会長が定める。

- 2 前項における決定事項は、次の役員会に報告するものとする。

(付則) この規定は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

越前市弓道協会 会則 に定める 入会金・会費・交通費・慶弔費等 一覧表

別表1 会費（県弓連会費・道場整備費を含む）

ランク	会費
中学生	¥3,000
高校生	¥5,000
大学生	¥7,000
無・級	¥10,000
初段	¥12,500
弐段	¥12,500
参段	¥13,500
四段	¥14,500
五段	¥15,500
錬士	¥18,500
教士	¥19,500

注： 中学生・高校生で段級審査を受審する者は県弓道連盟へ登録するので県弓連会費を納入する事

(参考) 県弓連会費	
無・級	¥2,000
初段	¥3,000
弐段	¥3,000
参段	¥4,000
四段	¥4,000
五段	¥5,000
錬士	¥7,000
教士	¥8,000

入会金について

入会金
¥1,000

注：入会金は、脱会を除いて休会後もその効力は持続する

※会費改定 R2. 03. 28

※高速料金 支給額改定 H25. 03. 23

別表2 交通費・等

※高速料金 支給額改定 H27. 03. 21

区分	距離	車代協会負担 (1台につき)	高速料金 (高速料半額相当額)	同乗者負担金目安 (往復・1人当たり)
富山市	152.7km	¥3,500	¥2,700	¥1,000
関市	151.4km	¥3,000	¥2,700	¥1,000
福知山市	143.6km	¥2,500	¥2,600	¥1,000
綾部市	133.1km	¥2,000	¥2,400	¥1,000
金沢市	98.6km	¥1,000	¥2,000	¥1,000
小浜市	73.9km	¥1,000	¥1,500	¥1,000
小松市	68.6km	¥1,000	¥1,400	¥500
加賀市・山中市	47.4km	¥1,000	¥1,000	¥500
大野市・勝山市	45km	¥1,000		¥500
あわら市	45km	¥1,000		¥500
敦賀市	40km	¥500		¥500
福井県内その他				¥500

* 協会補助金は、乗用車1台につき同乗者1名以上の場合に限り対象とし、補助金の請求は申請紙の項目欄に記入した上、会計に請求してください。

* 上記は車を出されて運転される方の厚意とご苦労に対し同乗者が感謝の意を表す負担金の目安としてください。

別表3 慶弔費

区分	金額	
会員の結婚	1年未満	¥3,000
	1年以上	¥5,000
会員の死亡	1年未満	¥5,000
	1年以上	¥10,000
会員の配偶者の死亡	1年未満	¥3,000
	1年以上	¥5,000

表彰規定

施行 平成 28 年 4 月 1 日

(総則)

第 1 条 この規定は、越前市弓道協会(仁愛大学弓道部員を含む)を対象として行う表彰に係わる事項について定める。

第 2 条 この規定は、越前市弓道協会員の模範となる者に対し、賞を授与しその功績を称えることを目的とする。

(表彰の種類)

第 3 条 表彰は、原則として次のものとする。各賞の受賞対象・条件などは付-1 に定める。

- 1) 全国大会優秀賞
- 2) 県内・地方大会優秀賞
- 3) 年間最多出場賞
- 4) 寒稽古皆勤賞・寒稽古精勤賞
- 5) 月例射会年間最高得点賞・月例射会 10 射皆中賞
- 6) 叙勲・褒章

(受賞者の条件)

第 4 条 受賞者は表彰の時点において、原則として越前市弓道協会員であるものとする。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は越前市弓道協会総会において、表彰時点における越前市弓道協会会長名により行う。

2 受賞者には奨励賞を授与する。

3 受賞者は、表彰の種類・受賞者名を総会資料に掲載する。

(雑 則)

第 6 条 その他必要事項は、会長が定める。

2 前項における決定事項は、次の役員会に報告するものとする。

付-1 各賞の受賞対象・条件

賞の種類	受賞対象 及び 条件
全国大会優秀賞	<ul style="list-style-type: none"> ・越前市弓道協会員が 全国大会・等で優秀な成績を収めた者を表彰する。 ・全国大会・等とは、全日本弓道連盟・全日本学生弓道連盟・全国高校体育連盟 又は 他の団体等が主催 又は 共催する弓道大会(射会)とする。 ・優秀な成績とは、団体・個人共に 1位(優勝)から 10位までとする。
県内・地方大会優秀賞	<ul style="list-style-type: none"> ・越前市弓道協会員が福井県弓道連盟主催大会・県内外の地方大会・等で優秀な成績を収めた者を表彰する。 ・県内外の地方大会・等とは、全日本弓道連盟に所属する弓道協会(連盟) 又は 他の団体等が主催 又は 共催する弓道大会(射会)とする。 ・優秀な成績とは、個人 1位(優勝)のみとする。
年間最多出場賞	<ul style="list-style-type: none"> ・全越前市弓道協会員が参加対象となる大会・射会に 1回出場するごとに点数 1点を加算し、総会年度ごとに集計を行い 最高得点を上げた者を表彰する。
寒稽古皆勤賞	<ul style="list-style-type: none"> ・寒稽古に皆勤したものを、総会年度ごとに表彰する。
寒稽古精勤賞	<ul style="list-style-type: none"> ・寒稽古に精勤したものを、総会年度ごとに表彰する。 ・精勤とは、寒稽古期間日数の 70%以上とする。
月例射会年間最高得点賞	<ul style="list-style-type: none"> ・月例射会参加点を 1点 優勝：3点 2位：2点 3位：1点 とし、 総会年度ごとに集計を行い 男女別に最高得点を上げた者を表彰する。
月例射会 10射皆中賞	<ul style="list-style-type: none"> ・総会年度内の月例射会において、10射皆中した場合に表彰する。 総会年度内に同一の者が、複数回 月例射会において 10射皆中した場合においても表彰は1度のみとする。
叙勲・褒章	<ul style="list-style-type: none"> ・会員が生存中において、叙勲又は褒章を拝受した者並びに 国 又は 県の弓道関係功労賞の表彰を受けた者を表彰する。